

森づくりのための新たな財源制度について

分担金及び負担金

分担金及び負担金は、国又は地方公共団体が特定の事業を行う場合に、これに要する経費に充てるため、その事業の受益者、その事業の必要を生じさせることとなった原因者その他その事業に特別の関係のある者に、その受益の限度において、徴収することができる。

【地方自治法第224条】

普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

(注) 法令により、地方自治法第224条の「分担金」と同種のものを「負担金」という場合がある。

【具体例】

- ① 土地改良法第90条（国営土地改良事業の負担金）
土地改良法第91条（都道府県営土地改良事業の分担金等）
（対象）事業によって利益を受ける者
- ② 道路法第61条（受益者負担金）
（対象）道路に関する工事に因って著しく利益を受ける者
- ③ 河川法第70条（受益者負担金）
（対象）河川工事により著しく利益を受ける者

【森林整備に係る財源としての整理】

- ① 分担金は、不特定多数又は地方自治体の全域に利益が及ぶ場合には、不適切である。
- ② 森林は、県土の保全や水源のかん養等多面的機能を持ち、広く県民生活を支える上で重要な役割を果たし、県民全体が受益者となるため、不特定多数、県下全域に利益を及ぼすものであることから、分担金を徴収することは困難である。

【参照条文等】(分担金及び負担金)

①-i 土地改良法第90条(国営土地改良事業の負担金)

第九十条

国は、政令の定めるところにより(国営土地改良事業が廃止された場合にあつては、農林水産大臣が当該廃止に係る国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県の知事と協議して定めるところにより)、国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県に、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。

1 前項の都道府県は、政令の定めるところにより、条例で、国営土地改良事業(市町村特別申請事業を除く。)によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものから、その者の受ける利益を限度として、同項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。

【実例】国営総合農地防災事業(加賀三湖地区) 地元負担金30分の1

①-ii(その1) 土地改良法第91条(都道府県営土地改良事業の分担金等)

第九十一条

都道府県は、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業(市町村特別申請事業を除く。)によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものから、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十四条の分担金を徴収することができる。

①-ii(その2) 石川県営土地改良事業分担金徴収条例

第三条

前条に規定する分担金の額は、各年度ごとに当該事業に要する費用のうち、国から交付を受けた補助金の額を除いた額をこえない範囲内において、知事はその施行にかかる地域内にある土地の受ける利益を勘案して定める。

【実例】県営かんがい排水事業

国費50%、県費25%、地元負担25%(市負担金10%、農家分担金15%)

② 道路法第61条(受益者負担金)

第六十一条

道路管理者は、道路に関する工事に因つて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

※本県実例なし

③ 河川法第70条(受益者負担金)

第七十条

河川管理者は、河川工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に、当該河川工事に要する費用の一部を負担させることができる。

※本県実例なし

県営かんがい排水事業の負担割合の考え方について（国のガイドラインによる）

- ・国費 50%、県費 25%、地元負担 25%（市町村負担金 10%、農家分担金 15%）

【考え方】

- （1）「農業効果」と「農業外効果」との割合を「1.0対0.6」とする。
- （2）「農業効果」見合い分の国庫補助残額は「都道府県と農家の折半」
- （3）「農業外効果」見合い分の国庫補助残額は「都道府県と市町村の折半」

【具体的計算】

①国庫補助：50%

②農業効果分

- ・都道府県：補助残 50% × 1 / 1.6 × 折半 50% = 15.625% → 15%
- ・農家：補助残 50% × 1 / 1.6 × 折半 50% = 15.625% → 15%

③農業外効果分

- ・都道府県：補助残 50% × 0.6 / 1.6 × 折半 50% = 9.375% → 10%
- ・市町村：補助残 50% × 0.6 / 1.6 × 折半 50% = 9.375% → 10%

使用料

使用料は、行政財産の目的外使用又は公の施設を利用するに当たって、その対価として、条例の定めるところに従い徴収することができる。

【地方自治法第225条】

普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第四項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

【具体例】

- 保健休養林施設（森林公園等）のレクリエーション施設等に係る使用料

【森林整備に係る財源としての整理】

- 森林を対象とした県有施設は森林公園等等に限られるため、私有林等県以外の所有林を対象として使用料を徴収することは困難である。

手数料

手数料は、地方公共団体の事務で、特定の者に提供する特定の事務に対する対価として徴収することができる。

【地方自治法第227条】

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

【具体例】

- ① 行政書士試験手数料
- ② 狩猟者登録等手数料
- ③ 農業試験分析手数料 等

【森林整備に係る財源としての整理】

- 森林の多面的機能の維持・向上のために施策を推進することは、特定の者のために実施するものではなく、その受益は県民全体に及ぶこととなり、また、特定の事務に該当しないことから、手数料として徴収することは困難である。

【参照条文等】(使用料)

○ 石川県保健休養林施設条例

(使用料)

第六条 知事は、保健休養林施設の次の各号に掲げる施設を使用する者から、別表に定める額の使用料を徴収する。

- 一 フィールドアスレチック
- 二 コインロッカー
- 三 バンガロー (以下略)

別表(第六条関係)

施設の種 類	区分	単位	金額
フィールド アスレ チック	十五歳 以上の 者	一人 一回につき	四一〇円
	六歳以 上十五 歳未満 の者	一人 一回につき	二〇〇円
コインロ ッカー		一台 一回につき	一〇〇円
バンガロ ー	一 日 (宿泊)	一棟 一回につき	三、三六〇円
	休 憩 (日帰 り)	一棟 一回につき	一、七三〇円

(以下略)

【参照条文等】(手数料)

① 行政書士試験手数料関連

○ 行政書士法(行政書士試験に関する部分)

第3条 行政書士試験は、総務大臣が定めるところにより、行政書士の業務に関し必要な知識及び能力について、毎年1回以上行う。

2 行政書士試験の施行に関する事務は、都道府県知事が行う。

○ 石川県手数料条例(行政書士試験手数料に関する部分)

法第三条第二項に規定する行政書士試験の施行 行政書士試験手数料 七千円

② 狩猟者登録手数料関連

○ 鳥獣保護法(狩猟者登録に関する部分)

第五十五条 狩猟をしようとする者は、狩猟をしようとする区域を管轄する都道府県知事(以下この節において「登録都道府県知事」という。)の登録を受けなければならない。ただし、第九条第一項の許可を受けてする場合及び第十一条第一項第二号(同号イに係る部分を除く。)に掲げる場合は、この限りでない。

○ 石川県手数料条例(狩猟者登録手数料に関する部分)

法第五十五条第一項に規定する狩猟者の登録 狩猟者登録手数料 千九百円

③ 農業試験分析手数料関連

○ 石川県農業用物料依頼分析条例

第一条 土壌、肥料その他農業に関係のある物料の分析について依頼のあつた場合は、この条例により行う。

第二条 前条の試験を依頼しようとする者は、次の区別に従い手数料を納付しなければならない。

一 定性分析 一成分につき 千四百五十円

二 定量分析

イ 土壌、肥料及び農産物

(1) 窒素 一成分につき 二千九百十円

(2) リン酸 一成分につき 二千九百十円

(3) 加里 一成分につき 二千九百十円

(以下略)

使用料・手数料の単価設定例

1 試験場開放試験機器使用料

単価の積算

項目	単価(円) 1時間あたり	備考
1 減価償却費	1,500	機器購入費(国庫補助(1/2)除き)14,640千円÷耐用年数5年÷年間稼働時間1,952h
2 補修費	1,500	年間補修費見込み2,928千円(機器購入費29,280千円×10%)÷年間稼働時間1,952h
3 人件費	400	人件費単価(1分当たり)×6分(使用1時間あたりの説明等に要する時間)
4 電気料	200	20円×10Kwh
計	3,600	
設定単価	3,780	計×1.05

2 介護老人保健施設開設許可手数料

単価の積算

項目	単価(円) 1件あたり	備考
1 人件費	53,083	人件費単価(1分当たり)×766分(下記参照)
2 雑費	2,140	消耗品570円、印刷製本費1,370円、通信運搬費200円(すべて税込み)
3 交通費	7,190	一定の仮定における県内旅費(税込み)
計	62,413	
設定単価	63,000	

(参考)所要時間の積算

項目	所要時間(分)
受付事務	6
開設相談及び指導	160
申請書類審査	190
現地調査	320
決裁	45
許可台帳記載	35
許可書浄書	10
計	766

森林の有する公益的機能の評価

平成13年に日本学術会議が森林の公益的機能の評価した手法に基づいて試算すると、本県の森林（全国の森林の1.1%）が果たしている公益的機能は、貨幣換算できるものだけで年間約1兆1,350億円（全国評価額の1.6%）となっている。

森林の多様な機能は、森林所有者や林業関係者に限らず、広く県民に利益をもたらすものであり、森林を健全な状態に保ち、それらの機能を安定して発揮させることは、県民全体に関わりのある問題である。

森林の公益的機能の評価額（年間）

機 能	全 国	石川県
水源かん養関連	29兆8,500億円	6,800億円 (2.3%)
山地災害防止関連	36兆7,000億円	4,180億円 (1.1%)
保健文化関連	2兆2,500億円	210億円 (0.9%)
生活環境保全関連	1兆4,600億円	160億円 (1.1%)
合 計	70兆2,600億円	1兆1,350億円 (1.6%)

注：1 日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」(H13.11)における評価手法に基づき県で試算

2 ()は対全国比